

新旧対照表

建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条、第40条、<u>第43条第3項及び第56条の2第1項の規定に基づき</u>、災害危険区域の指定及びその区域内における建築制限並びに建築物の敷地及び構造に関する制限の付加並びに都市計画区域内における建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の付加並びに日影による中高層の建築物の高さの制限について必要な事項を定めるとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条の規定に基づき、手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（建築物の敷地と道路との関係）</p> <p>第24条 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、次条及び第26条で定める場合を除き、道路（法第43条第1項各号に掲げるものを除き、<u>同条第2項第1号の規定による認定又は同項第2号の規定による許可を受けた建築物の敷地にあつては</u>、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の2の2第1号に規定する空地、同条第2号に規定する公共の用に供する道又は同条第3号に規定する通路を含む。以下同じ。）に6メートル以上接しなければならない。ただし、その建築物の敷地の周囲に広い空地を有する等知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p><u>（仮設興行場等及び仮設建築物に対する適用の除外）</u></p> <p>第30条 法第85条第5項の規定による許可を受けた仮設興行場等若しくは仮設建築物又は同条第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等については、第3章及び第4章の規定は、適用しない。</p> <p>別表第5（第29条の12関係）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条、第40条、<u>第43条第2項及び第56条の2第1項の規定に基づき</u>、災害危険区域の指定及びその区域内における建築制限並びに建築物の敷地及び構造に関する制限の付加並びに都市計画区域内における建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の付加並びに日影による中高層の建築物の高さの制限について必要な事項を定めるとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条の規定に基づき、手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（建築物の敷地と道路との関係）</p> <p>第24条 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、次条及び第26条で定める場合を除き、道路（法第43条第1項各号に掲げるものを除き、<u>同項ただし書</u>の規定による許可を受けた建築物の敷地にあつては、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の2の2第1号に規定する空地、同条第2号に規定する公共の用に供する道又は同条第3号に規定する通路を含む。以下同じ。）に6メートル以上接しなければならない。ただし、その建築物の敷地の周囲に広い空地を有する等知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p><u>（仮設建築物に対する制限の緩和）</u></p> <p>第30条 法第85条第5項の規定に基づき許可を受けた仮設建築物<u>については</u>、第3章及び第4章の規定は、適用しない。</p> <p>別表第5（第29条の12関係）</p>

事務	手数料の名称	手数料の額
略	略	略
1の2 法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
2 法第43条第2項第2号の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	略
略	略	略
34 法第85条第5項の規定による仮設興行場等又は仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等又は仮設建築物の建築許可申請手数料	略
34の2 法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請手数料	160,000円
略	略	略

事務	手数料の名称	手数料の額
1 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は法第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000円
(新設)	(新設)	(新設)
2 法第43条第1項ただし書の規定による建築の_____許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	33,000円
3 法第44条第1項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	33,000円
34 法第85条第5項の規定による_____仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物の建築許可申請手数料	120,000円
(新設)	(新設)	(新設)
35 法第86条第1項の規定による一の敷地とみなされる一団地内の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	一の敷地とみなされる一団地内の建築物の特例認定申請手数料	ア 建築物の数が1又は2である場合 78,000

								円
								イ 建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の 数に28,000円を乗じて 得た額を加算した額